



## ◆介護保険事業計画の策定について

### 新しい事業計画を策定しています

介護保険法では、市区町村ごとにどのサービスがどれくらい必要で、どのような整備が必要なのか、またそのためには保険料をいくらに設定するかなどを盛り込んだ『介護保険事業計画』を、3年ごとに策定することになっています。わたしたちの町でも、第5期（平成24～26年度）の事業計画策定の最終段階に入っているところです。



### 今回の主な制度改正について

#### ①被保険者保険料負担率の変更

第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料負担は、これまでの第4期においては保険給付全体の20%でしたが、制度改正により第5期では21%の負担になります。

第2号被保険者（40歳～64歳の人）は、30%から29%に変更。

#### ②介護報酬の改定

介護従事者の処遇改善の確保、地域包括ケアの推進等を踏まえ、平成24年度からおおむねプラス1.2%の介護報酬改定が予定されています。

### 保険料の算定について

介護保険料は、制度改正と『介護保険事業計画』の中で見込まれた介護保険サービス給付見込額などを考慮して3年ごとに基準額を設定します。そして、その基準額をもとに、毎年の世帯の課税状況や本人の所得に応じて6段階のいずれかに決まります。



### 大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）		4,690人	平成23年12月末日現在
要介護（支援）認定者		880人	
給付実績	在宅介護サービス費	37,116,288円	平成23年11月の給付実績
	施設介護サービス費	46,301,670円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	26,543,718円	
	介護サービス費 合計	109,961,676円	